

○医薬品の販売に関する規制緩和について

(平成一〇年九月三〇日)

(医薬企第六六号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省医薬安全局企画課長通知)

「規制緩和推進三か年計画」(平成一〇年三月三十一日閣議決定)に基づき、今般、医薬品一般販売業に関する許可手続きの運用について、左記のとおり取り扱うこととしたので、その趣旨を十分に御了知の上、関係者に対する周知徹底をお願いします。

記

昭和五五年一〇月九日薬発第一三三〇号「薬事法の一部を改正する法律の施行について」の第二の二(二)において、製造業者の出張所等でサンプルのみを取り扱う卸である場合の店舗の面積は一般販売業に準じた取扱いとされているところであり、また、平成九年三月三十一日薬発第四六二号「医薬品の販売に関する規制緩和について」の一において、製造業者の出張所等で、医薬品のサンプルのみを取り扱う卸売一般販売業の店舗の管理薬剤師については、薬事法第二十七条で準用する第八条第三項の許可を与えて差し支えない場合があることを示したところであるが、当該「製造業者の出張所等」には、製造業者及び輸入販売業者の子会社(これに準じるものとして、サンプルの管理を適切に行うことができると認められるものを含む。)が含まれるものであること。

(参考) 規制緩和推進三か年計画(抄)略